

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N541
2016・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 難民危機に揺れる世界・難民申請濫用に揺れる日本…………… 渡邊彰悟
ウェルカムさっぽろアクション…………… 池田賢太
—私たちは差別のない街を目指し、全ての人々を歓迎いたします—
歴史修正主義に対抗し慰安婦問題を継承するたたかい…………… 緒方 蘭
—吉見義明教授名誉毀損事件の判決のご報告—
原発被害者訴訟全国連絡会の結成…………… 阿部哲二
国分寺まつり出店拒否事件…………… 大城 聡
性犯罪の重罰化等について…………… 阿部 潔
【新刊】旧刊『日本版「司法取引」を問う』…………… 西田 穰
新人ガイダンスを開催—青法協のネットワークの活用…………… 伊藤安奈
2015年度第4回拡大常任委員会(鹿児島)開催…………… 青法協弁学合同部会



東京大空襲「平和の希い」

難民危機に揺れる世界・難民申請濫用に揺れる日本

東京 渡邊 彰悟

1 いま世界には六〇〇〇万人に 及ぼんとする難民があふれている

ヨーロッパ圏において難民として庇護を求めている人々は二〇一五年三四半期（二月から九月末まで）で、八〇万人を超えている。そのうちの約五二%をドイツとハンガリーで占めている。シリアから出国し難民としてキャンプ等に逃れた人たちは四〇〇万人を超え、EUに逃れている人たちも多い。

ハンガリーは経由地という位置関係もあるうが、ドイツの受け入れは際立っている。

日本のここ三年をみてみたい。二〇一三年六人認定、一四年二人、一五年は二十七人だった。ちなみに一五年の難民申請者が七千人を超えた。シリ

ア人の難民認定は一家族三人が二〇一四年に、三人が二〇一五年になされている。合計六人である。確かに七千人という数字は、現状の認定機関（入管）のキャパを超えているらしい。滞留案件も相当にのぼっているとの報道もある。

国内で保護を求めている人たちに對して日本がごくわずかの人にしか手を差し伸べていないのは厳然とした事実である。この事実を合理的に説明できるのか、私はできないと考えている。この姿勢は対外的な難民の救済問題に對しても同様である。安倍首相は、二〇一五年九月の国連での演説の後の記者会見で、シリア難民の危機的な状況に關連する質問に對して「人口問題として申し上げれば、我々は移民を受け入れる前に、女性の活躍であり、高齢者の活躍であり、出生率を上げていくにはまだまだ打つべき手がある」と筋違いの応

答をした。日本は難民問題に對して手を差し伸べることはないと言べるに等しかった。

2 難民鎖国は変わらないのか？

一九九〇年代、六〇日ルール（難民申請は入国してから六〇日以内にすることが原則的な要件）が存在した時代に、一次手続の認定が毎年一人しかいないということが四年間続いた。この頃我々は「難民鎖国」と形容し、六〇日ルールの問題点を突いた。少なくとも難民条約に期間を設定していいという条項はなかった。

その六〇日条項は二〇〇五年の法改正の際に撤廃され、そのとき同時に難民認定の適正さの向上を目的として難民審査参与員制度が導入された。そして実際に、二〇〇五年以後数字は若干とはい

え上向いた。

しかし、振り返るとその時期はビルマ（ミャンマー）の政治情勢が悪化の一途をたどり、ビルマ人の難民申請者によって、難民認定数及び人道配慮に基づく保護が一定程度実現された時期であった（もちろん、到底十分な状況ではなかった）。

3 ビルマの状況の変化後の 難民認定状況

二〇〇七年九月に長井氏がヤンゴンで殺害された状況が極度に悪化したように見えたビルマは、その後軍主導の二〇〇八年憲法の制定と、二〇一〇年選挙を経て、その後アウンサンスーチー氏も補欠選挙に立候補する等、妥協を重ねながら、民主化に向けた行動を選択した。日本の入管はすでにビルマでの難民問題はなくなったかのようにビルマ人の難民認定から遠ざかろうとしている。ここまでのビルマの経過によってその人権状況には依然として問題があり、特に少数民族の問題を抱えるビルマでは様々な人権抑圧の状況が継続しているにもかかわらず、日本でのビルマ人申請者の難民認定は非常に困難な状況に追い込まれている。世界における二〇一四年のビルマ人難民申請者の難民認定率はいまだに八〇%を超えているにもかかわらず、である。

このような経過に鑑みると、結局日本の難民認定のハードルが高すぎてほとんど誰も超えられないという状況があることがわかるし、実はそれは一九九〇年代から何も変わっていないことがわかるのである。

4 難民認定の水準の問題と 濫用問題の混在

二〇一四年「難民認定制度に関する専門部会」が開催され、そこでは難民認定の適正さの確保が議論された。

「保護対象の明確化による的確な庇護」「手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定」「認定判断の明確化を通じた透明性の向上」等が議論され、その中で、「新しい形態の迫害」の申立てについては、『条約法に関するウィーン条約』の『条約の解釈』に関する関連条文に基づき、難民条約の文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、的確な条約解釈により保護を図っていくべき」とされ、さらに「難民該当性に関する判断の規範的要素を、我が国でのこれまでの実務上の先例や裁判例を踏まえ、また、UNHCRが発行する諸文書、国際的な実務先例及び学術研究の成果なども参照しつつ、可能な限り一般化・明確化することを追求するべき」とした。

そして、第五次出入国管理基本計画の中でも、上記提言内容について、「その趣旨を十分に踏まえつつ、また、国際情勢を見極めながら、体制、制度及び運用の見直しに向けて更に検討」するとしながら、結局、ウィーン条約やUNHCRの示す基準に従おうとする姿勢を示すことは全くないのである。

難民認定上の「迫害」「迫害のおそれ」各理由の解釈や、信憑性の判断の手法等多岐にわたる解釈上のポイントがあるが、入管はそのほとんどにおいて国際的に通用している基準よりもハードルを上げて難民として認めない結果を導いている。それは全体としてみれば参与員が登場する異議申立ての段階でも大きく異ならない。

もともと端的にハードルを上げているのはいわゆる個別把握といわれる基準の設定である。「当局から個別に把握されているとは言えない」「当局から殊更関心を持たれている活動ではない」等の表現はほとんどの難民不認定理由に見出すことができる。基本的にこのような判断基準は国際的には用いられていない。このような要件の要求によって立証責任・立証基準も高まり、難民法の中で培われている難民保護を十全なものとするための解釈から一層遠ざかっていく。

難民は認定を受ける前から難民なのだというのはUNHCRの難民認定基準ハンドブックで語ら

れているが、日本ではまったく異なった状況になっている。

5 難民の問題と外国人全体の政策との混在

日本には移民の問題がしっかりと政策として位

置づけられていない。現在の法制度の中で就労を希望する外国人が難民認定制度を使おうと考え、申請に至るケースも確かにあろう。しかし、それは外国人政策の無策を示すものであって、それによって難民という問題が歪められてはならない。就労を望むという問題と難民性とは矛盾するものではないことにも留意しなければならない。

入管は濫用問題を強調し、その方向へまっしぐらに制度・運用の改革を進めようとしている。しかし、本来の難民保護を忘れてもらっては、国際的な非難にも耐えられない状況が生まれると同時に、日本にとつての安全保障を損なうものであることを肝に銘ずるべきである。

ウェルカムさつぽろアクション

私たちは差別のない街を目指し、全ての人々を歓迎いたします

北海道 池田 賢太

1 差別で汚さぬ 白い雪まつり

ヘイト・スピーチは、何も関西や東京だけの問題ではない。北海道・札幌にもヘイト・スピーチは存在する。

札幌には、この時期、国内はもとより、海外からも多くの観光客が訪れる。さつぽろ雪まつりが開催されるからだ。この雪まつりに合わせて、少

なくとも二〇一三年から毎年、ヘイト・スピーチが行われてきた。だが、今年の雪まつりに響いたのは、差別を煽るヘイト・スピーチではなく、「私たちは差別のない街を目指し、全ての人々を歓迎いたします」というメッセージだった。しかも、それは、色とりどりのプラカードや雪まつり会場周辺を中心に複数の街宣車を通じて日英韓中の四か国語で発信された。

2 札幌で行われてきたヘイト・スピーチ

筆者は、これまで札幌で行われてきたヘイト・スピーチに対し、いわゆる「カウンター」活動に参加してきた。二〇一五年、筆者がカウンター行動に参加したのだけでも、二〇一五年二月八日の「周知街宣 雪まつりソウル市長来札歓迎企画



香山リカさん、民主党・共産党市議と参加者(右から3番目が筆者)

慰安婦像を即時撤去せよ!」、桜井誠(「在日特権を許さない市民の会」元会長)が来札して行われ

た七月五日の「大嫌韓デモ ver. 5 in 札幌」、札幌独特のヘイト・スピーチとも言える八月二日の「日本が韓国を近代国家にしまったことを謝罪しよう! パレード5」がある。それぞれに對し、支部の会員を含め、市民が結集してカウンター行動を行ってきた。

全国的に行われているカウンター活動同様、札幌におけるカウンター行動も、ヘイト・スピーチに對し、効果的にダメージを与え、その広がりを阻止してきた。他方、カウンター参加者は、ヘイト・スピーチを罵倒だけではなく、より市民に受け入れられる形で、多くの市民が参加しやすい形でヘイト・スピーチを包囲することを目指して、新たなアクションの検討を始めた。対処療法的な抗議行動ではなく、地域全体で、「ヘイト・スピーチを許さない」という機運をいかに創っていくかが、次なる課題であった。

3 「ヘイトスピーチ、許さない」を掲げて

ウェルカムさっぽろアクションは、直接的な抗議行動ではなく、よりソフトに、しかも大きな広がりを持たせるように、準備がなされた。法務省作成の「ヘイトスピーチ、許さない」という黄色のポスターを札幌市中心部の飲食店やドラッグストア、映画館、ホテルなどに配布し、約三〇〇か所

に掲示してもらった。ススキノのスイーツバーには、積極的にテレビや新聞の取材を受け入れてもらった。

このアクションには、大学教員やジャーナリスト、道内ゆかりのパンクロックバンドのメンバー、民主党議員、共産党議員、連合北海道、道労連と、党派や年齢、職業などを超え、幅広く賛同が寄せられた。二月六日、七日、一日には街頭宣伝行動を行い、七日には札幌出身の精神科医香山リカさん、民主党と共産党の市議会議員、前札幌市長が揃ってスピーチを行った。冷たい雪が降る中での行動であったが、「ヘイトスピーチ、許さない」を掲げ、札幌の雪を差別する言葉で汚してはならないという決意を語りあい、とびきりの笑顔で歓迎を伝えるという、温かな行動だった。休憩中、海外からの観光客が、用意したプラカードをバックに記念撮影をしていた。「ウェルカムさっぽろ」という私たちのメッセージは、確実に伝わっていた。

今年、街頭宣伝をした場所は、一年前にヘイト・スピーチが行われ、警察に取り囲まれながらカウンターをした場所だった。ヘイト・スピーチを許さないという全国の声に呼応して、札幌も確実に変わりつつある。

私たちは、これからも全ての人に「ウェルカム」を伝えていく。

歴史修正主義に対抗し 慰安婦問題を継承するたたかい

—吉見義明教授名誉毀損事件の判決のご報告—

東京 緒方 蘭

東京地裁は、二〇一六年一月二〇日、吉見義明教授の名誉棄損事件について請求棄却の判決を下しました。この判決は慰安婦が性奴隷かという実質判断には入らず、結論ありきで決められたものでした。原告はすぐに控訴し、審理の場が高裁に移ることになりました。

1 事案の概要

橋下徹氏は二〇一三年五月三日、「慰安婦制度は必要」という趣旨の発言をし、その人権感覚の欠如、歴史認識の誤りを強く非難されました。その二週間後の同月二七日、渦中の橋下徹氏が慰安婦問題について弁明するために日本外国特派員協会にて記者会見を行うこととなり、会場には三〇〇人を超える国内外の報道陣が詰め寄り、「ニコニコ生放送」の中継まで行われました。その会見の中で、司会者が歴史学者である吉見義明さん（中大教授）の本に触れたところ、会場にいた維新の党の衆議院議員（当時）である桜内文城氏が司会者の発言にコメントする形で「慰安婦」は性奴隷にあたらなことを主張した上で、「それから『history books』ということで吉見さんという方の本を引用されておりましたけれども、これはすでにねつ造であることがいろんな証拠によって明らかとされております。」と発言しま

した。

この発言の知らせを聞いた吉見さんは、歴史学者にとつて「ねつ造」と言われるのは学者生命を左右する非常に重大な事態であることから、すぐに桜内氏に対して内容証明郵便を送りましたが、桜内氏は発言の撤回や謝罪をしなかったため、吉見さんは同年七月、東京地裁に名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起しました。

判決が出るまでの間、朝日新聞による記事の取消しや植村隆さんのバッシング、昨年（二〇一五年）二月の日韓合意などがあり、吉見裁判は予想を上回る大変な注目を浴びることとなり、荒れる法廷も何度かありました。政治的な経過も影響したのか、二〇一六年一月二〇日、東京地方裁判所民事三三部（原克也裁判長）は原告の請求を棄却する判決を下しました。なお、同じ部には植村隆さんの名誉毀損裁判も係属しています。

2 判決の誤り

判決には誤りや常識から外れた解釈がいくつもありました。

(1) 「ねつ造」であると言われた「これ」の意味

原告側は桜内発言の「これ」は「吉見さんという人の本」を指すものであり、「吉見さんが著作をね

つ造した」という趣旨の発言であると主張しましたが、裁判所は、「吉見さんが著作に『従軍慰安婦が性奴隷ないし性奴隷制度であった』と記述していること」という趣旨の発言であるとしました。桜内発言を素直に読めば「これ」は吉見さんの著作を指すものであり、現に「ニコニコ動画」での会見の中継のコメントにも「吉見の捏造本w」などであり、裁判所の日本語の解釈に誤りがあります。

(2) 「ねつ造」という言葉の評価

また、裁判所は、一般人が桜内発言を聞いても、「ねつ造」という単語を「誤りである」「不適当だ」という意味に捉えるに過ぎないため、事実の摘示ではなく論評の表明にあたるとなりました。しかし、「ニコニコ動画」のコメントやメディアの報道はそのような趣旨でとらえておらず、一般人が裁判所のいう意味で捉えるとは考えられません。

(3) 論評の法理の誤り

判決は、桜内発言は名誉毀損にあたるが、論評の法理によって違法性が阻却されるとしました。判決は論評の前提となる事実を「原告が著書に『従軍慰安婦は性奴隷ないし性奴隷制度である』と記述している」とし、同事実が真実であるとして違法性を阻却しましたが、問題は「ねつ造」と評価されるほどの重要な誤りを書いたかであり、前

提事実の設定が誤っています。また、桜内氏は吉見さんの本を一度も読んだことがないにもかかわらず前記発言をしており、同氏の発言は論評の範囲を超えています。

3 現在の「慰安婦」問題

(1) 朝日新聞の記事取消しによる誤解

朝日新聞の記事取消し以来、「慰安婦」問題に関するバッシングは強まり、強制連行の証拠がないことと「慰安婦」が存在しなかったことを混同するような主張さえも見受けられるようになりました。

そもそも、「慰安婦」にされた女性たちの人権侵害の本質は、強制連行の有無よりも、「慰安所」での生活実態にあります。多くの「慰安婦」が見知らぬ土地に連れていかれ、多い時は一日に何十人もの男性の相手をさせられ、拒否する自由、廃業する自由、外出の自由がない状態に置かれており、この実態に着目すべきです。

また、日本軍が主導して「慰安所」を占領地各所に設置したのであり、強制連行の証拠が存在しないのは敗戦前に軍部が責任を逃れるために資料を処分したためです。なお、河野談話は日本軍による関与を一応認めましたが、昨年(二〇一五年)の安倍談話では「戦場の陰には、深く名誉と尊厳

を傷つけられた女性たちがいたことも、忘れてはなりません」と「傷つけた」主体を曖昧にして軍部の責任を回避しています。

私たちは丹念に証拠に基づいて事実を認定するべきです。吉見さんこそがその作業を緻密に行ってきた第一人者であり、その吉見さんの本を「ねつ造」と批判することは許されません。

(2) 安倍による日韓合意の政治利用

昨年(二〇一五年)二月に突然、日韓合意が行われましたが、これは当事者である「慰安婦」の声を無視して、勝手に決められたものです。合意を前向きに捉えて未来志向の日韓関係を築くことも大切だと思いますが、安倍政権が国内外の支持を集めるパフォーマンスとして、「慰安婦」問題を政治利用し、中途半端な合意で幕引きを図ったのは事実です。形ばかりの謝罪をし、一〇億円を拠出して問題が解決したように見せかければ、世論は「解決済み」と見て、真の謝罪の扉は重く閉ざされてしまうのではないのでしょうか。

当事者の方々は大変高齢になり、残された時間は多くありません。吉見裁判控訴審での勝訴はもちろん、当事者の気持ちに沿った日韓関係の改善も目指して尽力していきたいと思えます。

原発被害者訴訟全国連絡会の結成

東京 阿部 哲二

◆ 事故から五年

二〇一二年三月二日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故から五年が経ちました。海、山、川が、そして大地が放射性物質によって汚染されました。山林をはじめとする完全な除染には相当に長い年月を要することが見込まれ、汚染水の流出も続き、原発事故はまだまだ全く収束していません。

今も、原発事故によって福島県内からだけでも一〇万人の住民が県内外に避難を余儀なくされています。福島県の県外避難者は、四万人を越えています。

原発事故の被害者は、ふるさとを失い、仕事を奪われ、家族の生活を引き裂かれるなどしている

のです。

このような被害は、決して自然災害によるものではありません。原発の施設高を越える津波の到来を予見することが出来、現に予見していたにもかかわらず、これに対する何らの対策も取らなかった東電、取らせなかった国の過失によるものです。

◆ 各地で集団訴訟

二〇一三年初め頃より、原発事故は国と東京電力によって引き起こされたものとして、原賠法による無過失責任からさらに過失責任を追及し、原状回復や損害賠償を求める集団訴訟が各地で起こされてきました。

北海道から九州まで全国各地で約三〇件近くに

なり、原告数は合計で二万人を超えるものとなっています。

この裁判に対して、国と東京電力は当然のように一切の責任を認めません。現実起きたあの津波は予見できなかったという形で予見可能性を争い、又、原賠審の中間指針により相当な賠償は行われているという態度であり、年間被曝線量が二〇ミリシーベルト以下では被害は認められないという対応です。原発安全神話のもとで原発を推進してきた国と東京電力は、原発再稼働に向けてこの神話に「放射能安全論」という新たな神話を作り出していかうとしているのです。被告側の連帯と連携は事故前も事故後も見事に続いています。

これに対し、各地の弁護士は全国連絡会を組織し、訴訟の進行状況や証拠資料の収集等に関する情報交換を行ってきました。しかしながら、各地

の訴訟に参加する原告は、ようやく訴訟内で原告団が結成されたかという段階で、全国の原告が連携するという状況にありませんでした。

◆ 状況の違いを乗り越えて 原発全国連の結成へ

滞在者、避難者、強制区域内からの避難者、区域外からの避難者、福島県外からのさらなる避難者など、原告の置かれた立場は様々です。訴訟での請求内容も原状回復を中心にするもの、毎月一定額の慰料の支払いを求めるもの、包括一律請求や積み上げた総額請求をするものなど一様ではありません。

しかし、このような、置かれた状況や請求内容に違いはあっても、同じ原発事故によって引き起こされた被害という点で共通し、国と東電の責任を徹底的に追及し認めさせることが原状回復や被害の賠償につながることも共通です。

そして、スムーズではないにしろ裁判は進み、今年に結審する集団訴訟があり、今年度中にも判決を言い渡す裁判所も出てくる状況にあります。

地裁の一判決により、個別に事件が解決していくことはありません。しかし、一つ一つの判決で勝利し、少しずつ積み上げて前進を勝ち取っていくことにより、国と東電という加害者が決めた賠

償の枠組みを取り払い、被害の実情に応じた解決の枠組みに作り直させることが可能となってきました。

そこで、全国で集団訴訟を進める原告団は、昨年（二〇一五年）夏より協議を重ね、本年（二〇一六年）二月二三日に「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」（略称、原発全国連）を結成しました。

この全国連に加盟した原告団は二に及び、原告数で約九七〇〇名になります。さらに四つの原告団も参加を検討中です。

全国連は、二月二三日に結成集会で、次の通りの宣言を行いました。

一、私たちは、同じ福島原発事故の被害者として、連帯して闘いを進めます。

二、私たちは、福島原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を司法の場で徹底的に追及し、原状回復と完全な賠償を求めます。

三、私たちは、裁判所に對し、早期の被害回復につながるよう、被害実態を直視した充実した審理を求めます。

四、私たちは、悲惨な福島原発事故の被害者として、原発による被害の根絶を求めます。

五、私たちは、国などの行政に對し、避難指示の解除をはじめとする帰還促進政策の見直し、避難用住宅の長期・無償提供、放射能汚染地域における被ばくを防ぐ対策の拡充及び医療・健康対策

の確立などの長期的な被害者救済策を要求します。

◆ 今後の闘い

政府は、二〇一七年三月までに居住制限区域と避難指示解除区域について避難指示を解除する等の政策を決め、帰還と賠償打ち切りへ向けて動きはじめました。区域外避難者に対しては、福島県が応急仮設住宅の提供を二〇一七年三月で打ち切ると発表しました。

事故は収束していないのに、被害を切り捨てていこうとするものです。

二月一八日京都地裁が個別訴訟で東電に三〇〇〇万円の賠償を命じた判決があったと報道された。個別事情に基づく損害の認定は評価されるものの、年間二〇ミリシーベルトを下回る被曝の健康への影響を否定し、賠償期間を二〇一二年八月までとしています。原告団が全国連の結成を契機として連帯連携し、いかに多くの人たちが今なお被曝の恐怖と危険にさらされているのかという被害の実情をさらに裁判所に訴え迫っていく必要があります。

原告団全国連、そして弁護士全国連絡会がともに一体となって全国に多くの支持者・理解者を得て、この裁判を進めていかなければなりません。

国分寺まつり出店拒否事件

東京弁護士会 大城 聡

1 政治的発言を封じる時代の流れ

憲法九条、安保法制、原発政策を巡る問題は、今、私たちの社会が直面する大きな課題である。ところが、これらの問題を議論すること自体を封じようとする動きがある。埼玉県さいたま市では、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠んだ俳句の月報への掲載を公民館が拒否した。千葉県市川市では護憲活動をしている市民サークルが文化祭への参加を断られた。全国各地の自治体が「政治的中立」を理由に憲法関連の集会やイベントの後援・共催を自主規制する動きも広まっている。

本稿で紹介する事件もその流れの中にある。昨年（二〇一五年）二月に東京弁護士会に対して人権救済申立てが行われた「国分寺まつり出店拒否事件」は、憲法九条改正に反対し、反原発、脱原発を訴える団体が、「国分寺まつり」という東京都国分寺市で年に一度開催される地域の重要なイベントに、出店内容が政治的であることを理由として、出店拒否されたというものである。

2 地域の重要なイベントである 国分寺まつり

国分寺まつりは、毎年一回開催され、これまでに三二回開催されている。一回あたりの出店は数

十店におよび、一般参加者は国分寺市内外の成人、未成年の中高生、幼少の子どもたちでにぎわい、二〇一四年の来場者は約四万二〇〇〇人であった。国分寺まつりでは、市内に伝承されているお囃子、山車などが繰り出される。国分寺まつりの出店は、飲食や物販、舞踊で広く楽しむことに加えて、地域で活動する多様な団体がその活動を報告し、市民が身近なところから社会問題を考える契機ともなっている。

市は、形式的には、後援という立場だが、まつりの費用の大部分を約五〇〇万円の補助金で負担している。また、実行委員会の事務局は国分寺市民生活部文化と人権課内に置かれており、運営にも市職員が多く関わっている。会場（都立武蔵国分寺公園）は、市が都から借りて実施している。出店拒否された団体からの抗議に対して、国分寺市は、出店に関しては実行委員会の決定であり、市は関与していないため責任がないとしている。しかし、客観的に運営状況をみれば国分寺まつりの実質的な運営主体は国分寺市であると言わざるを得ない。

3 憲法九条、脱原発を掲げる 出店拒否された団体

出店内容が政治的であることを理由に出店拒否されたのは、次の三団体である。

「国分寺九条の会」は、大江健三郎氏、澤地久枝氏、梅原猛氏ら九人の著名人による「九条の会アピール」に賛同し、国分寺市民らにより二〇〇五年一月に発足した団体である。

「ちよつと待つて原発の会」は、一九八六年四月のチェルノブイリ原発事故直後に設立された団体である。

「Bye Bye 原発／国分寺の会」は、二〇一三年三月二日の東日本大震災により引き起こされた東京電力福島第一原発事故後に国分寺市内の有志が集まり結成された団体である。

これらの三団体は二〇一三年までは国分寺まつりに出店して展示等を行ってきたが、二〇一四年、二〇一五年は出店申請したが、いずれの団体も拒否されている。

4 市議会での答弁が発端となつた出店拒否

出店拒否に至る発端は、二〇一三年二月二日の国分寺市議会総務委員会での二人の市議会議員からの質問とそれに対する副市長の答弁であった。両議員は、国分寺まつりに関して、三団体を名指しして、「特定の思想に偏った」団体として、国分寺まつりに参加させるべきではない、参加させるのであれば補助金の交付を止めるべきだと発言した。これに対して、副市長が「御指摘の趣旨

に沿うような対応を市としてはその方向性で検討するということとで御理解いただきたいと思います」と答弁した。

二〇一四年から、実行委員会は「政治的・宗教的な意味合いのある出店であるもの」は出店を断るとして、具体的な出店内容を検討することすらなく三団体の出店を拒否したのである。

5 思想信条による差別、表現の自由の侵害、地方自治法違反

実行委員会が、「政治・宗教的な意味合いのある出店であるもの」の参加を禁止したが、この出店条項が設けられたのは二〇一四年五月であり、その前年の市議会での質疑と副市長の「対応する」との答弁が影響したことは明らかである。三団体は、原発発・脱原発、憲法九条を守るという思想信条を理由に排除されたのである。このような特定の思想信条を理由とした差別的な取扱いは憲法一四条の定める法の下の平等に反すると言わざるを得ない。

また、憲法改正や原発政策等の対立する意見があり得る社会的な問題に対して自己の意見を掲げる団体を、「政治的」であることを理由に排除すること自体が、表現の自由の事前規制、内容規制である。

実行委員会という隠れ蓑に覆われているが、

「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と規定する地方自治法二四四条二項違反が問われるべきである。都立公園が市に貸し出された場合にも住民の側から見れば地方自治体が管理していることには変わりはなく、同項の趣旨が没却されるようなことがあってはならない。

6 「自由の気風」を守るために

これは政治的な発言を封じる流れを象徴する事件の一つである。「政治的中立」を装い、「実行委員会」という隠れ蓑を用いながら、社会的争点について、国民をして、見ざる、言わざる、聞かざるの状態に置こうとするものである。「自由の気風はただ多事争論の間にありて存するもの」と福沢諭吉が喝破したとおり、議論の場がなくなれば、すなわち「自由の気風」が失われるのである。この現状に対して、勇気を持って立ち向かう人たちがいる。その人たちの闘いを、他人事とせずに、知恵と力と心を合わせて自分たちの問題とできるかどうかが問われているのだと思う。

最後になりますが、共にこの問題に取り組もうという仲間を募集していますので、ご関心がある方からご一報いただけることを心よりお待ちしております。

性犯罪の重罰化等について

宮城 阿部 潔

1 現在、法制審議会部会刑事法（性犯罪関係）

部会において、性犯罪をめぐる処罰について大幅な「改正」が議論されている。挙げられているテーマは多岐にわたるが、大部分に問題がある。

筆者が問題視しているのは、以下の諸点である。

2 法定刑の下限引き上げについて

この点は、必要性について疑問な上、また下限の引き上げは、裁判所の裁量を狭くする不合理なものである。すなわち、性犯罪の罰則のあり方については、平成一六年刑法「改正」により法定刑の引き上げが図られている。今般の改正が、先の「改正」の意義及びその効果を十分に検討したとは考えられず、拙速との印象を否めない。また、宣告刑に関しては、上限以下であれば、無限

定ではないものの裁判所の裁量であるから、下限を上回る刑を言い渡すことには何の制約もない。むしろ、酌むべき事情が大きい場合に下限に近い刑を宣告することが可能である。

強盗罪との比較が言われるが、そもそも強盗罪の下限が合理的なのかを検討しなければならない。前述のように、法定刑の下限は裁判所の裁量を縛るものであり、従前強盗致傷罪の下限が七年だった頃にはその不当性がしばしば議論されていた。

現実には、強盗致傷罪でさえ、法定刑の下限を下回って執行猶予が付されている事例が少なくないことからすれば、強盗罪の下限が高すぎると言うべきである。さらに、殺人罪の下限が五年とされていることを考えるならば、強姦罪の下限（もちろん強盗罪の現状の下限も）を五年に引き上げることがあまりに過重なのではなかろうか。

3 対象範囲の拡大についても、これまで強制わいせつとされていたものを「性交類似行為」として強姦罪と同様の扱いにすることになるが、そのことに合理性があるかも疑問なしとしな

い。男性による、女性器に対する挿入行為は、望まぬ妊娠の可能性等から、他のわいせつ行為と一線を画すると考えられたものであるはずである。

また、構成要件の拡大と法定刑の下限引き上げを同時に行うことは厳罰化の程度としてもあまりにひどすぎる。例えば、口淫について、従前は「強制わいせつ」として「六月以上の有期懲役」であったものが、いきなり「五年以上の有期懲役」となってしまう。保障機能の点からも疑問を感じる。

4

検討されているテーマの中でも特に問題なのが、「監護者であることの影響力を利用

したわいせつな行為又は性交等に係る罪」である。この罪については、あまりに構成要件が不明確であり、防禦の可能性を著しく損ねるもので、許さないと考えている。

すなわち、罪刑法定主義の観点から、あらゆる犯罪構成要件は、できる限り明確に、特定性に欠けることなく定められなければならないことは当然である。しかるに、諮問にかかる要綱(骨子)は「現に監護する者であることによる影響力を利用」との文言が示されているが、「監護」や「影響力」「利用」といった用語が一義的に明確ではなく、その処罰範囲が確実に判断できる規定であるとは言いがたい。

大阪の強姦再審事件で近時無罪判決が言い渡された事例も、義理の祖父と孫の関係についてのことで、虚偽告訴がなされた事例である。当該事件については性交の事実不存在の明白な証拠があったとされるが、暴行脅迫の要件を不要とすれば、親権者同士の不仲等から、同事件に類するような冤罪を多く生むおそれが極めて高くなると考えられる。

なお、監護者を主体とする罪が定められるとすれば、一三歳未満のものに対する強姦罪と競合することになり得るが、暴行・脅迫を共に用いないものであるとすれば、着手時期を明確にし得ないという問題が起きうることも指摘せざるを得ない。

5

非親告罪化についても問題があると考えている。私は、言われている性犯罪者の名誉・プライバシーの保護という被害者保護の観点からは、最終的な訴追を被害者に委ねるべきと考

える。被害者団体の中には、選択を迫られること、または親告罪であるが故に示談を強要されることを弊害とする意見もあるようであるが、前者ははたして大多数の見解が同様であるのか疑問であるし、後者はそのような事実が皆無ではないにせよ、それを理由とする程のものではないはずである。また、これは、寛刑を求める弁護活動の関係からは、非親告罪となされたとしても生じうる問題であつて、非親告罪とは関係ないであろう。

むしろ、積極的処罰を望まない被害者の意思や、証言を望まない被害者の意思を踏みにじることになりかねないと思料される。

加えて、事実上告訴なしに捜査が行われることがほとんどない親告罪を非親告罪化することは、国家による介入の危険が増大すると思料する。例えば、とある運動に携わる夫婦間に強姦があったとして捜査機関が逮捕することもあり得るのではないか。秘密保護法について、秘密の内容を明らかにせずに公判維持できるかどうかという問題があるが、そもそも逮捕されること自体がダメージである。秘密保護法と同様に考えれば、逮捕して身体拘束すること自体がダメージであり、弾圧の

道具に使われかねないことを、考え過ぎかもしれないが危惧している。

6

雑駁であるが思いつくことを書き連ねさせていただいた。それにしても、この問題でただ一つの単位会も声明・決議をあげられていない現状は、いくら会内合意が難しいとはいえ、刑事弁護が弁護士的基本的使命であることからすれば極めて遺憾である。

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

『日本版「司法取引」を問う』

白取祐司・今村核・泉澤章 編著

東京 西田 穰



盗聴法の改悪や、いわゆる「司法取引」制度導入を盛り込んだ「刑事訴訟法等の一部改正案」は、昨年の国会に提出され、衆議院法務委員会で八〇時間の審議を経て可決され（一部修正）参議院に送られましたが、参議院法務委員会で実質審議がなされないまま継続審議となりました。この法案は、可視化の制度化（但し対象事件は限定的で、しかも多くの例外を認めています）を盛り込むものですが、冤罪の根絶からスタートしたはずの刑事司法制度改革の区切りがこの法案ならば、むしろマイナスと評価されるべき顛末といっても過言ではありません。それ

ほどに盗聴法の改悪、そして「司法取引」が引き起こす冤罪の危険性は高いといえます。

こうした中、今村核会

員、泉澤章会員が、刑事法学者の白取祐司教授とともに『日本版「司法取引」を問う』（旬報社）を出版しました。

この書籍は、日本版「司法取引」について法案の内容・問題点等を概説し、現実の実例や海外の司法取引制度とその運用と比較して、冤罪が引き起こされる危険性を警告するものです。

書籍は三部構成となっており、第一章は日本版「司法取引」制度を概説した上で、法制審特別部会での議論を引き、十分な議論なく制度化されてしまっている問題点を解説しています。第二章は、日本の「闇取引」と題して、「司法取引」制度がなかった我が国で、「他人の罪を明らかにして、自分の罪を軽くする取引」が存在していたことを、①真犯人が無実の者を巻き込むケース、②共犯者自身も無実のケース、③同僚者の供述によるケース、④知人による情報提供のケースといった類型

化をした上で、それぞれにつき具体例を紹介し、「取引」がもたらす冤罪の危険性を明らかにしています。第三章は海外の司法取引制度とその運用を、アメリカ（笹倉香奈甲南大学法学部准教授）、ドイツ（内藤大海熊本大学法学部准教授）、フランス（白取祐司神奈川大学法科大学院教授）につき、それぞれの法学者が解説をし、日本版「司法取引」の問題点を明らかにしています。

どこから読み始めても、日本版「司法取引」の問題点が明らかになる秀逸な書籍であることは間違いないと思います。個人的には、今村核会員が書かれている「終わりに」から読み始めていただくことをお勧めします。端的に今回の法案の問題点が理解できます。その上で、各章の具体的な事例、制度を読み解き、現在法案化されている日本版「司法取引」がいかに冤罪を引き起こす危険性が高いか、この悪法の成立阻止がいかに重要かを理解いただければと思います。

皆様、是非拝読いただき、この法案成立を許さない運動にご参加下さい。

『日本版「司法取引」を問う』

著者：白取祐司・今村核・泉澤章 編著
出版社：旬報社

定価：二五〇〇円＋税

報告

青法協新人ガイダンスを 開催しました

1/27



青法協弁学会同部会では、一月二七日、青法協新人ガイダンスを開催しました。当日は、指宿昭一
 会員（東京）による「即独新人弁護士と労働事件」青法協の活用」と委員会紹介が行われ、終了後は
 懇親会を行いました。ここでは、参加した新人弁護士の感想を紹介いたします。

《新人の感想》

青法協のネットワークの活用

東京 伊藤 安奈

本年一月から弁護士として働き始め、困難な

事件や社会構造的問題の解決に取り組む上では、
 様々な弁護士の力と知恵が不可欠であることを実
 感している。今後、自分が多くの弁護士を募って取
 り組みたい事件・問題に出会った時、どうすればい
 いか。青法協新人ガイダンスでは、まさにそのよう
 な場合のお手本といえる指宿昭一先生の経験談をお
 聞きすることができた。外国人技能実習生弁護士

連絡会の設立や複数の弁護団の結成など、青法協
 の広いネットワークを活用し、活躍されてきた指宿
 先生のお話は、非常に勉強になったし、今後の活動
 に対する刺激にもなった。特に、同期だけで弁護団
 を組んだという技能実習生過労死事件についての話
 は、期の若さを厭わずに問題解決に取り組む重要
 性を学ぶことができた。

青法協は私が学生だった頃から、学習会やフィー
 ルドワークなど、法律家として取り組むべき社会問
 題について学ぶ場、そして、弁護士や学者をはじめ
 とする先輩方との交流の場を与えてくれている。今
 度は弁護士として、お世話になるだけでなく、私
 自身も自分の経験や問題意識を発信していく場と
 して、青法協のネットワークを活用していきたい。

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部
 事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

4月28日（木）10時～12時 青法協本部
 （全国スカイプ会議は、11時半～12時）

【広報委員会】

4月25日（月）18時～20時 青法協本部

青法協紹介リーフレットが完成しました
 ご活用下さい！

「つながる。寄り添う。ともに歩む。
 平和と人権を守る法律家のネットワーク」

◆内容

- ・会員弁護士・研究者からの
メッセージ
- ・会員がかかわる弁護団の紹介
- ・青法協のかんたんな紹介
- ・議長からのメッセージ

※注文は本部事務局まで



第四七回定時総会（横浜）のご案内

青年法律家協会弁学合同部会は、後記の要領で定時総会を行います。ぜひご参加下さい。

記

□日時 二〇一六年六月二五日（土）一三時～二六日（日）一二時

□会場 神奈川県横浜市

□特別講演 六月二五日（土）一三時半～一五時

「立憲主義の破壊にどうたたかうか？」 法律家に期待するもの（仮）

講師 山口二郎氏（法政大学法学部教授）

□地元企画 六月二五日（土）一七時～一八時

報告 「厚木基地問題」

講師 関守麻紀子会員

□オプショナルツアー 六月二六日（日）一二時半～一七時（予定）

川崎で外国人とともに生きる地域づくりをしている団体の紹介をします。

詳細は、三月下旬から四月上旬に別途送付する定時総会のご案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

▼近年、人工知能の性能が急激に進歩している。東大の入試を着々と解けるようになってきたかと思っていたら、遂に囲碁でもプロを凌駕した。これまでは、人間が教えたとおりのルールでしか解答を得られなかったが、深層学習（ディープラーニング）という、膨大な知識と情報の中から特徴を抽出し、合理的な知見を自ら生み出す能力を得たことにより、例えば、これまでは全く違う形と色の画像としか認識できなかったものを、九五%の正答率で「猫」と認識できるようになったのである（これだけだと幼稚園児並みだが）。その結果、二〇年後、ロボットに職を奪われるのは、単純労働だけではなく、職人や医者、裁判官だとも言われ始めた。▼全ての法令、判例、学説はもとより、医学、心理学、化学、物理学、地学、社会学の他、歴史、法諺、家庭や職場の常識まで、人類の持つあらゆる知識を前提にして、ロボット裁判官が言い渡す判決を、是非とも聞いてみたい。

（町田正裕）